

■報告第19号 平成25年度四万十町一般会計継続費精算報告について

【要旨】

平成24年度に設定した「本庁舎建設事業」に係る継続費について、平成25年度をもって継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告書を調製し議会に報告するものです。

＜ 参考 ＞ 地方自治法施行令(抜粋)

(継続費)

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したのものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

■本庁舎建設事業（継続費の設定期間：平成24～25年度）

継続費予算計上額(年割額)は平成24年度が3億944万円、平成25年度が21億9,341万5,000円で、2ヵ年の総額は25億285万5,000円となっています。

なお、平成24年度年割額のうち、当該年度内の支出済額2億8,605万3,215円を除いた残額2,338万6,785円を、当該年度内に支出が終わらなかった経費として平成25年度に通次繰越して使用しました。

これにより、設定期間内の支出総額は24億9,667万1,966円となり、年割額と支出済額の差(不用額)は618万3,034円となっています。

(「平成25年度四万十町一般会計継続費精算報告書」のとおり)

単位：円

年 度	計 画 ① (年 割 額)	実 績 ② (支 出 済 額)	比 較 ①－② (年割額と支出済額の差)	備 考
平成24年度	309,440,000	286,053,215	23,386,785	翌年度に通次繰越
平成25年度	2,193,415,000	2,210,618,751	△ 17,203,751	通次繰越を含めた 差額は6,183,034
計	2,502,855,000	2,496,671,966	6,183,034	= 不用額

※計画①＝通次繰越を除く年割額、実績②＝通次繰越を含む支出済額